

上天草市松島観光海運会館条例 (平成16年3月31日条例第112号)

最終改正:平成19年12月25日条例第51号

改正内容:平成19年12月25日条例第51号[平成19年12月26日]

○上天草市松島観光海運会館条例

平成16年3月31日条例第112号

改正

平成19年12月25日条例第51号

上天草市松島観光海運会館条例

(設置)

第1条 市は、合津港の管理及び海運、観光産業の振興、各種研修、会議の場として、上天草市松島観光海運会館（以下「海運会館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 海運会館は、上天草市松島町合津（県管理合津港用地内）に置く。

(使用の許可)

第3条 海運会館を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、海運会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可について、条件を付することができる。

(目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第4条 利用者は、海運会館を許可目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(現状変更の禁止)

第5条 使用者は、市長の承認を受けずに海運会館の現状に変更を加えてはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、海運会館の管理上必要があると認めるとき、又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用的許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責を負わない。

(使用料)

第7条 第3条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、その月分を翌月10日までに納入しなければならない。ただし、その他の施設使用料については、使用を許可する際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第8条 公益上その他の理由により市長が相当と認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者側の責に帰し得ない理由により使用ができなくなったとき。

(2) 使用の2日前までに使用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 市の都合により使用許可を取り消したとき。

(損害賠償)

第10条 使用者は、海運会館を損傷し、又は滅失したときは市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松島町多目的ターミナルハウス条例（平成2年松島町条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年12月25日条例第51号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	単位	金額
事務室使用料	1 平方メートル 1か月につき	500円
大会議室使用料	1 時間当たり	600円
中会議室使用料	1 時間当たり	300円
小会議室使用料	1 時間当たり	300円
その他の施設使用料		市長が定める額
冷暖房使用料	1 時間当たり	600円

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間が1か月に満たないとき、又は使用期間に1か月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間は、1か月として計算する。
- 3 営利を目的とする場合の使用料は、3割増とする。
- 4 使用者が備付器具以外の器具を使用するときは、1時間当たり300円を別途徴収する。
- 5 9時以前・22時以降使用する場合は、使用料の5割を徴収する。ただし、営利を目的とする場合を除く。
- 6 備付の器具等を破損したときは、修理費として実費を徴収する。
- 7 30分を超えて使用した場合は、1時間とみなす。